

厚岸町規則第26号

厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若 狭 靖

厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町国民健康保険条例施行規則（平成14年厚岸町規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第2号中「被保険者」の次に「(以下この号において「世帯主等」という。)」を、「預貯金」の次に「の額の合計額」を加え、「需要の額の合計額（以下「基準額」という。）」を「需要の額の合計額に10分の11を乗じて得た額（以下この号において「基準額」という。）」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（出産育児一時金の支給決定等の通知）

第23条の2 町長は、出産育児一時金の支給又は不支給の決定をしたときは、速やかに別記様式第19号の2の通知書を当該世帯主に交付するものとする。

第24条の4を第24条の5とし、第24条の3を第24条の4とし、第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

（葬祭費の支給決定等の通知）

第24条の2 町長は、葬祭費の支給又は不支給の決定をしたときは、速やかに別記様式第20号の2の通知書を当該世帯主に交付するものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第10条関係)

No. _____

国民健康保険移送費決定通知書			
年 月 日付けで申請のあった移送費について、審査の結果次のとおり 支 給 ・ 不支給 に決定しましたので通知します。			
年 月 日 住 所 世帯主 氏 名 様 厚岸町長 印			
被保険者記号・番号	厚 岸		
移送を受けた被保険者氏名		世帯主との続柄	
移送医療機関の名称			
傷 病 名		移送方法	
移送等に支払った額・交付基準額			
一 部 負 担 金 (自 己 負 担 額)			
支 給 決 定 額			
支 払 方 法	1 振 込 ・ 2 窓口払い		
支 払 年 月 日	年 月 日		
不支給の場合の理由			
(注) 1 受領の際は、認印及び本通知書を持参ください。 2 代理人が受領されるときは、委任状と代理人の認印を持参ください。			
審査請求及び取消訴訟 この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。			

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号(第11条、第12の2、第12条の3関係)

第 号

年 月 日

様

厚岸町長

印

厚岸町国民健康保険
限度額適用
標準負担額減額
限度額適用・標準負担額減額
認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった

厚岸町国民健康保険
限度額適用
標準負担額減額
限度額適用・標準負担額減額
認定申請

については、次の理由により却下いたしましたので通知します。

(理由)

審査請求及び取消訴訟

この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号(第12条関係)

	整理番号
--	------

国民健康保険標準負担額差額 ⎵ 支給
⎵ 不支給

決定通知書

支 給 金 額		支 給 金 額 の 内 容	・標準負担額差額 (年 月 診療分)
支 払 方 法	・窓口払い	支 払 年 月 日	年 月 日
	・振 込	不 支 給 の 理 由	

先に申請のありました _____ さんの標準負担額差額の支給については、上記

のとおり ⎵ 支給する
⎵ 支給しない

ことに決定したので通知します。

年 月 日

厚岸町長

様

印

(注) 1 支給金受領のときは、申請書に捺印した認印及び本通知書を持参してください。

2 代理人が受領されるときは、委任状と代理人の認印を持参ください。

審査請求及び取消訴訟

この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

別記様式第13号から別記様式第15号までを次のように改める。

別記様式第13号(第15条関係)

国民健康保険一部負担金

〔	減	額	〕
	免	除	
	徴収	猶予	

 不承認決定通知書

(通知番号第 号) 年 月 日

様

厚岸町長



年 月 日 付けで申請のあった国民健康保険一部負担金

〔	減	額	〕
	免	除	
	徴収	猶予	

 申請については、審査の結果次の理由により不承認と決定いたしますので通知します。

記

(理由)

審査請求及び取消訴訟

この決定(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

別記様式第14号(第16条関係)

国民健康保険一部負担金 $\left[\begin{array}{cc} \text{減} & \text{額} \\ \text{免} & \text{除} \\ \text{徴収猶予} & \end{array} \right]$ の $\left[\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right]$ 取消決定通知書

(通知番号第 号)

年 月 日

様

厚岸町長

㊟

年 月 日証明番号第 号で交付した国民健康保険一部負担金 $\left[\begin{array}{cc} \text{減} & \text{額} \\ \text{免} & \text{除} \\ \text{徴収猶予} & \end{array} \right]$ 証明書については、下記の理由により $\left[\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right]$ を取消決定したので通知します。

なお、既に $\left[\begin{array}{cc} \text{減} & \text{額} \\ \text{免} & \text{除} \\ \text{徴収猶予} & \end{array} \right]$ を受けた一部負担金については、年 月 日までに厚岸町に返還してください。

記

(理由)

審査請求及び取消訴訟

この決定(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

		整理番号	
国民健康保険療養費・高額療養費		支 給 不支給	決定通知書
支 給 金 額		支給金額の 内 容	療養費 (年 月診療分)
支 払 方 法		支払年月日	年 月 日
		不 支 給 の 理 由	・請求点数の減点により ・その他
先に申請のありました_____さんの療養費の支給については、 上記のとおり 支 給 す る 支 給 し な い ことに決定したので通知します。 年 月 日 厚岸町長 印 世帯主 様			
(注) 1 支給金受領のときは、申請書に捺印した認印及び本通知書を持参してください。 2 代理人が受領されるときは、委任状と代理人の認印を持参ください。			
審査請求及び取消訴訟 この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。			

別記様式第16号の3を次のように改める。

別記様式第16号の3(第20条の3関係)

〒

様

高額介護合算療養費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名	被保険者証記号	被保険者証番号
-------------	---------	---------

計 算 対 象 期 間	年 月 ~ 年 月
申 請 年 月 日	年 月 日 決 定 年 月 日 年 月 日
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円 支 給 額 円
給 付 の 種 類	
不 支 給 の 理 由	
備 考	

支 払 方 法			
窓 口 払 い		口 座 振 込	
お 持 ち い だ ぐ も の	・この通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑	振 込 先	金 融 機 関
			口 座 種 目
支 払 場 所			口 座 番 号
支 払 期 間			口 座 名 義 人

〒088-1192 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地	厚岸町長	印
-----------------------------	------	---

(問い合わせ先) 〒088-1192 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場 課 係 電話番号 0153-52-3131(内線)

審査請求及び取消訴訟

この決定(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

別記様式第19号の2(第23条の2関係)

135

別記様式第20号の次に次の1様式を加える。

別記様式第20号の2(第24条の2関係)

整理番号			
国民健康保険葬祭費 支 給 不支給 決定通知書 			
支 給 金 額		支給金額の 内 容	葬祭費
支 払 方 法		支払年月日	年 月 日
		不 支 給 の 理 由	
先に申請のありました_____さんの葬祭費の支給については、 上記のとおり 支 給 す る 支 給 し な い ことに決定したので通知します。 年 月 日 厚岸町長 印 世帯主 _____ 様			
(注) 1 支給金受領のときは、申請書に捺印した認印及び本通知書を持参してください。 2 代理人が受領されるときは、委任状と代理人の認印を持参ください。			
審査請求及び取消訴訟 この決定(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。			

別記様式第21号を次のように改める。

別記様式第21号(第25条関係)

通 知 番 号	
過料処分通知書	第 号
様	
厚岸町長 印	
次のとおり過料の処分を決定したので通知します。	
過 料 決 定 額	円
過 料 の 根 拠 法 規	国民健康保険法第127条 厚岸町 条例第 条
過料が科された原因	

注1 納入については、納入通知書によって納めてください。

2 この決定（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

別記様式第24号中「(第24条の2 関係)」を「(第24条の3 関係)」に、別記様式第25号中「(第24条の3 関係)」を「(第24条の4 関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の厚岸町国民健康保険条例施行規則第13条の2第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後における申請分から適用し、同日前における申請分については、なお従前の例による。